

江東区バリアフリー基本構想改定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、江東区バリアフリー基本構想改定支援業務委託契約候補事業者を公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザル実施の趣旨

平成28年4月に施行された障害者差別解消法や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたハード・ソフト両面での更なるバリアフリー化を、幅広い関係者が連携しながら推進し、共生社会を実現していくことが急務となっている。

本区では平成18年に策定した「江東区交通バリアフリー基本構想」及び「江東区長期計画」に基づき、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を推進してきた。策定から約20年が経過し「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「障害者差別解消法」の改正、地下鉄8号線延伸に伴う新駅周辺や再開発の動向を踏まえ、区内における移動等円滑化促進方針を包括した「江東区バリアフリー基本構想」を改定し、地域におけるバリアフリー化を一層推進する必要がある。

「江東区バリアフリー基本構想」は、本区における長期的なバリアフリー化の指針となる行政計画であり、その設計を行うにあたっては、設計者の能力や経験などの資質が重要となることから、本委託業務に最も適した事業者を選定するために実施するものである。

3 業務概要

(1) 業務名

江東区バリアフリー基本構想改定支援業務委託

(2) 業務内容

本委託の具体的な業務内容については、令和7年度江東区バリアフリー基本構想改定支援業務委託仕様書（以下、「令和7年度仕様書」という。）及び令和8年度江東区バリアフリー基本構想改定支援業務委託仕様書（以下、「令和8年度仕様書」という。）を参照すること。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、実際の契約にあたって本プロポーザルでの提案内容やその後の協議により内容を変更する可能性がある。

(3) 委託期間

① 令和7年度仕様書分

契約締結（令和7年4月下旬予定）の翌日から令和8年3月31日まで

② 令和8年度仕様書分

契約締結（令和8年4月下旬予定）の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限金額

① 令和7年度仕様書分

23,540,000円（消費税及び地方消費税含む）

② 令和8年度仕様書分

16,412,000円（消費税及び地方消費税含む）

※令和8年度仕様書分の契約は、令和7年度仕様書分の契約の履行状況が良好な場合に限り、同委託の相手方と「7(3)ア提案額(税込み)」を上限額とし締結する。

※ただし、各年度の契約については、その年度における当該予算が江東区議会にて議決された場合に締結するものであり、議決が得られない場合には契約はしない。また、その場合において区は一切の責任を負わない。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 当該業務に関して募集要領等に基づき、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本業務の履行ができること。
- (2) 本業務を円滑かつ的確に遂行するため、「管理技術者」を配置すること。また、以下のアまたはイの資格を有し、かつ主任技術者を配置できること。なお、担当技術者は主任技術者を兼ねることができない。
 - ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - イ 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27江総経第3281号)による指名停止を受けていないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (7) 東京都内に本社又は事業所を有していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、及びその構成員（以下、「暴力団員」という。）の統制下にある法人等でないこと、並びに暴力団員等との関係を有しないこと。
- (10) JV（共同体）ではなく、1企業単体での参加であること。

5 主な日程

(1) 実施要領の公表期間

令和7年2月3日(月)～令和7年3月3日(月)

(2) 質問受付期間

令和7年2月4日(火)～令和7年2月18日(火) 正午 必着

(3) 質問回答日

令和7年2月21日(金)

(4) 参加表明書・企画提案用書類の提出期限

令和7年3月3日(月) 午後5時 必着

(5) 一次審査(書類審査)

令和7年3月14日(金) 午前

(6) 一次審査結果通知

令和7年3月18日(火)～令和7年3月19日(水)

(7) 二次審査(プレゼンテーション審査)

令和7年3月27日(木) 午前

(8) 二次審査結果通知(最終選定)

令和7年3月31日(月)

(9) 契約締結

令和7年4月下旬(予定)

6 参加手続き

(1) 実施要領等の公表

ア 方法 : 江東区ホームページにて公表する。

イ 時期 : 令和7年2月3日(月)

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号) : 1部

イ 会社概要(任意様式) : 1部

自社作成済みのもので可とする。

ウ 企画提案書(任意様式) : 13部

エ 調査書(様式第2号) : 5部

オ 価格提案書(見積書)(任意様式) : 5部

※ウ～オの書類については「7 提出書類等の詳細について」を参照のこと。

(3) 提出方法

「(5) 提出先」まで持参(平日の午前9時～午後5時)、又は郵送にて提出すること。

持参する際は、予めその日時を電話で連絡すること。

郵送する際には、書留郵便等、配達状況を確認できるものに限る。

(4) 提出期限

令和7年3月3日(月)午後5時 必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(5) 提出先

「15 担当部署」を参照

7 提出書類等の詳細について

(1) 企画提案書

ア 企画提案書の記載事項は、令和7年度仕様書及び令和8年度仕様書の内容を1つの企画提案書として、次に掲げる項目ごとに分けて(ア)～(ケ)の順に記載すること。

(ア) 実施方針

(イ) 実施体制

(ウ) 基本構想改定までの工程(2か年の提案をすること)を具体的に提案すること。

(エ) 本区のバリアフリー化の現状と課題の整理・分析に関する手法の提案(移動等円滑化促進地区および重点整備地区のそれぞれについて提案すること)

(オ) (仮称)バリアフリー推進会議の効率的かつ合理的な運営と効果的な進め方(移動等円滑化促進地区および重点整備地区のそ

れぞれについて、効果的な会議の活用方法と意見の取り込み方、計画への反映方法について提案すること)

- (カ) ユニバーサルデザインまちづくりワークショップの効率的かつ合理的な運営と効果的な進め方（移動等円滑化促進地区および重点整備地区のそれぞれについて、効果的な会議の活用方法と意見の取り込み方、計画への反映方法について提案すること)
 - (キ) 心のバリアフリー（優先駐車区画や自転車の利用マナーなど）事業を効果的に推進するために本業務で留意する点
 - (ク) （仮称）地域公共交通推進協議会（協議会）事務局としての効率的かつ合理的な運営
 - (ケ) その他の提案
その他の提案がある場合に記載。「3(4)委託上限金額」内の提案に限る
- イ 用紙サイズはA4判、用紙の向きは自由、文字列の方向は横とし、片面15枚以内（表紙・目次を除く）、7の(1)に示した順番に整理して提出すること。
- ウ 表紙以外は、参加事業者名が特定できる内容を記載しないこと。
- エ 真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。
- オ 提案期間は、本契約締結を予定している令和7年4月下旬より、令和8年度末までの期間とする。

(2) 調査書

- ア 実施体制表には、技術者の資格を確認できる資格証等の写しを添付すること。
- イ 実施体制表（様式第2号別紙）の履歴等（経歴・担当業務）は以下を参照のうえ、記入すること。なお、委託業務の内容や発注者、対象区域がわかるように、報告書等を添付すること。

- (ア) 国、都道府県または市区町村が発注した、バリアフリーに関する基本構想（交通バリアフリー基本構想を含む）、移動等円滑化促進方針の策定・改定業務の実績
 - (イ) 国、都道府県または市区町村が発注した、都市計画マスタープランや長期計画（例：江東区都市計画マスタープラン、江東区長期計画）等の全体的な基本構想や基本方針の策定・改定業務の実績
 - (ウ) まちづくりの方針やルール等の検討業務の実績
- (3) 価格提案書（見積書）
- ア 価格提案書は2か年合計金額、令和7年度仕様書分金額、令和8年度仕様書分金額を分けて記載すること。
 - イ 用紙サイズはA4判、用紙の向きは自由、文字列の方向は横とし、消費税等を「含む」金額を記載すること。
 - ウ 積算内訳(単価・数量・金額・その他必要事項)を可能な限り詳細に記載すること。
 - エ 宛先は「江東区バリアフリー基本構想改定支援業務委託事業者選定委員会委員長」とすること。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問受付

本プロポーザルに関する内容、その他手続等に関して質問がある場合は、「質問書」（様式第3号）により、電子メールで送信の上、電話（「15 担当部署」を参照）にて受信確認を行うこと。

メールの件名先頭には【プロポ質問（会社名）】を記載し、メール本文には担当窓口の部署、氏名、電話番号、メールアドレス等を記載すること。

なお、電話又は窓口での口頭による質疑は不可とする。

(2) 質問受付期間

令和7年2月4日(火)～令和7年2月18日(火)正午 必着

(3) 宛先

江東区都市整備部都市計画課（都市計画担当（ユニバーサルデザイン））

E-mail: ud@city.koto.lg.jp

(4) 質問回答

本プロポーザルに関係ないものを除き、令和7年2月21日（金）までに区ホームページに回答を掲載する。

9 提案の審査

一次審査では提出された書類について、二次審査ではプレゼンテーションの内容について、江東区が設置する江東区バリアフリー基本構想改定支援業務委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、評価基準に基づき採点し、審査を行う。

一次審査では、合計評価点上位3者を選定する。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) 一次審査(書類審査)

ア 審査結果通知

令和7年3月18日(火)～令和7年3月19日(水)に、参加事業者へ電子メールにて通知する。

イ その他

審査にあたり、個別に提出書類の内容について確認を行う場合がある。

なお、いずれの参加事業者も一次評価点の合計評価点が6割に満たない場合は、二次審査対象事業者として選定しない。

(3) 二次審査(プレゼンテーション審査)

ア 日時

令和7年3月27日(木) 午前

イ 場所

江東区役所(詳細は一次審査結果と合わせて通知)

ウ 所要時間

1 事業者あたり 30分程度

(説明 15分程度、質疑応答 15分程度)

エ 説明方法

企画提案書の内容に関する説明を行う。説明は、本業務に携わる管理技術者および主たる担当技術者を含む3名以内とする。二次審査(プレゼンテーション審査)に係る資料は、参加事業者名が特定できる内容を記載しないこと。

なお、パソコン等を用いた説明は可能とするが、本区が用意するプロジェクター、スクリーン、電源ケーブル、マイク及びスピーカーを除き、パソコン等その他必要機器は説明者の持込みとする。

オ 審査結果通知

令和7年3月31日(月)に、二次審査対象事業者へ電子メールにて通知する。

カ その他

いずれの二次審査対象事業者も二次評価点の合計評価点が6割に満たない場合は、契約候補事業者として選定しない。

(4) その他

ア 本プロポーザルへの参加事業者が1者のみの場合でも審査を行うこととする。

10 契約候補事業者の選定

(1) 契約候補事業者の選定方法

一次評価点の合計評価点と二次評価点の合計評価点を合算した、総合評価点が高い参加事業者を、契約候補事業者として1者を選定する。

最高得点の参加事業者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価なものを契約候補事業者として選定する。金額も同額の場合については、当該参加事業者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価なものを契約候補事業者として選定する。

(2) 辞退

選定された契約候補事業者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する参加事業者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限金額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 契約

(1) 契約候補事業者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は、仕様書・見積書等を調整し契約を締結する。なお、この協議により契約時には提案書と内容が一部異なる場合がある。

(2) 契約候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合や参加資格を満たさなくなった場合、不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の参加事業者と契約締結の交渉を行う。

12 選定結果の公表

契約締結後速やかに、次の項目を区ホームページにおいて公表するものとする。

【公表事項】

- (1) 契約事業者の名称、得点
- (2) (1)以外の参加事業者の名称及び得点

※(1)以外の参加事業者の名称は、ABC表記とし、得点順に表記する。

※参加事業者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

13 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書等の提出については、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、契約候補事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 契約候補事業者に選定された参加事業者には、改めて当該業務推進の打合せ、それによる見積書の提出を依頼する。
- (5) 本提案に要する一切の費用は、本プロポーザルが中止になった場合も含め参加事業者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の選定以外の目的では使用しない。ただし、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象公文書として原則開示する。(ただし、江東区が同条例に規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く)
- (7) 提案内容に含まれる著作権及び特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加事業者が負う。
- (8) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

- (9) 契約事業者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ江東区への申請を必要とする。
- (10) 主な日程等は、不測の事態や江東区担当部署の都合により変更になる場合がある。変更になった場合は、区ホームページを通じた連絡、または参加事業者への個別連絡を行う。
- (11) 災害その他やむを得ない事情により、区の判断でプロポーザルを中止する場合は、区ホームページを通じた連絡、または参加事業者への個別連絡を行う。
- (12) 本実施要領に定めのあるもののほか、必要な事項については江東区担当部署が定める。
- (13) 本業務は令和7年度仕様書分及び令和8年度仕様書分いずれにおいても当該年度予算の議決を前提としているため、変更または中止となる場合がある。

14 様式一覧

様式第1号：参加表明書

様式第2号：調査書

様式第3号：質問書

15 担当部署

担 当 : 江東区都市整備部都市計画課 (都市計画担当 (ユニバーサルデザイン)) 杉山

住 所 : 〒135-8383

東京都江東区東陽四丁目11-28 江東区役所5階21番

電 話 : (03) 3647-9781 (直通)

F A X : (03) 3647-9009

E-mail : ud@city.koto.lg.jp